

論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省庁名	デジタル庁、総務省（御調整の上、【共同回答】いただいても差し支えございません。）
<p>公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） ● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8） 	
<p>【論点 1】 R5/10/6 実施方針（参考資料 9）記載の立法措置について「令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。」との記載があるところ、本立法措置の概要を御教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において「地方公共団体が公金納付に eLTAX を活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用した公金収納を開始する」とされていることを踏まえ、「地方公共団体が公金納付に eLTAX を活用することができるようにするため」に必要な規定の整備について、地方自治法の改正を中心に検討を行っている。</p>	
<p>【論点 2】全ての地方公共団体に対する eLTAX を活用した公金納付の選択可能化、およびその対象公金の拡大について</p>	

(1) R5/10/6 実施方針（参考資料9）には、下記Cの公金について、「地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」との記載がある。

この記載に関する①具体的内容、②この取組による【論点2】の実現可能性、③この取組による【論点2】の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和8年9月）と同時期とできるか。

(2) 【論点2】の対象公金を拡大する取組として、「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」対象の公金を、下記AまたはBとすることの可否如何。

(3) 【論点2】の早期かつ確実な実現に向け、その公金の対象を下記A～Cの各ケースとした場合それぞれについて、全地方公共団体にeLTAXによる公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることも考えるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【全国共通の取扱いとする対象公金のケース】

- A) R5/10/6 実施方針にて、「地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行うことができるよう」取り組むとした公金（参考資料9）
- B) 貴省検討会にて、経済界より全国共通の取扱いとすべきと提言のあった公金全て（参考資料6の18頁、参考資料7の30頁）
- C) R5/10/6 実施方針にて、「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことを可能とする取組」の対象とした公金（参考資料9）

A	B	C
国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
普通会計に属する全ての公金	占有関係の各種公金 (道路占有料,行政財産使用料,河川占有料,港湾使用料,公園占有料,法定外公共物占有料等)	公物の占有に伴う使用料等の公金 (道路占有料,行政財産目的外使用許可使用料,港湾法上の占有料等,河川法上の流水占有料等)
	保育園保育料、幼稚園使用料、高校授業料、学校給食費、住宅使用料、土地賃貸料、放置違反金、認定こども園利用料、ごみ処理券	—
	—	—
水道料金、下水道使用料	水道料金、下水道使用料	—

【回答2】

(1)

- ① 10月6日に関係府省庁連絡会議で実施方針について決定して以降、全国説明会の実施やQ&Aの提供などを行い、地方公共団体に対し、eLTAXを活用した公金収納の実施について要請を行っているところである。今後、質問・意見照会や進捗状況調査を通じて、地方公共団体における検討状況や課題を把握することとしており、これらを踏まえ、関係省庁とも連携して、課題がある場合には必要な対応について検討・実施し、地方公共団体に必要な情報提供・助言を行う考えである。
- ② 令和5年4月から地方税統一QRコード(eL-QR)を用いた仕組みが導入された地方税では、情報提供や助言を通じて地方公共団体に準備を進めていただいた結果、令和5年4月の開始時にはほぼ全ての団体(99.4%。残りの11団体も順次対応見込み)が対応したところであり、実現は十分に可能であると考えている。
- ③ 「遅くとも令和8年9月まで」としているeLTAXを活用した公金収納の開始時期にあわせて取り組んでいただくよう要請しているところである。

(2)

地方公共団体においてeLTAXを活用した納付を可能とするためには、対象となる公金の収納管理を行っている各情報システムをそれぞれ改修する必要が生じることから、一般的には、対象となる公金の数が増えれば、その対応のために必要となる経費や地方公共団体側の事務負担の増加につながる事となる。また、eLTAXとの間でやりとりされる情報ファイルの数が増加することで、eLTAX側のシステム負荷が高まることにもつながることとなる。

このため、「全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を可能とする公金」については、「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」を対象とし、それ以外の公金については、各地方公共団体において費用対効果などを踏まえて判断できるようにすることを基本とすることが妥当である。

この点、総務省で実施した、自治体における年間納入通知書の発行件数についてのサンプル調査の結果では、

- ・ 市町村では、地方税(43.7%)、上下水道料金(24.2%)、国民健康保険料(13.9%)、介護保険料(7.1%)、後期高齢者医療保険料(4.9%)の5公金が多く、それ以外の公金の割合は1%以下であった。

- ・ 都道府県では、地方税（80.5%）が圧倒的に多く、次いで公営住宅使用料（3.0%）、高等学校授業料（2.0%）があり、それ以外の公金の割合は1%以下であった。

こうした状況も踏まえ、10月6日に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針では、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」について、

- 1) 「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」に該当するものとして、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の3公金

を対象とするとともに、

- 2) 「いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」には該当しないものの、性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、eLTAX を活用した納付により、納付者の利便性が大幅に向上することを踏まえ、日本経済団体連合会からも要望をいただいている公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

についても対象としたところである。

なお、水道料金、下水道使用料については、相当量の取扱件数があるものの、実施主体が公営企業であり、独立採算が原則であること、システムやネットワークが独自に構築されている傾向があること、窓口以外での納付がすでに大部分を占めていることなど、費用対効果が団体ごとに様々であることから、対象には含めていない。

また、公営住宅使用料や高等学校授業料についても、団体によって、有している施設数にバラツキがあり（そもそも有していない場合もある）、納付方法も団体によって異なるなど、費用対効果が団体ごとに様々であることから、対象には含めていない。

以上を踏まえると、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」の対象範囲を上記A又はBとすることは、地方公共団体において費用対効果を伴わない対応を求める可能性等があり、10月6日に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針の公金を対象とすることが適切と考えている。

(3)

(1) ②で述べたとおり、令和5年4月から地方税統一 QR コード(eL-QR)を

用いた仕組みが導入された地方税では、情報提供や助言を通じて、ほぼ全ての団体に対応いただいているところであり、地方税以外の公金について、法令で義務付けを行う特段の必要性は認められない。

【論点3】納入通知書フォーマットの統一化、および納付通知から納付までを全て電子的に対応すること等について

(1) 納入通知書フォーマットの地方公共団体間の統一（税・公金ともに）、またその通知におけるデータ項目の内容の地方公共団体間の統一（地方自治法施行令第百五十四条第3項における通知データ項目の内容の統一（例：西暦/和暦、歳入科目名等）を法令で規定すること、さらにその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることの可否如何。

(2) eLTAXの利便性向上策等について

- eLTAXの次期更改内容の概要をご教示いただきたい。
- eLTAXIDの複数付与（gBizIDとの連携含む）に関する方針如何。
- 納付方法の複数手段の導入（クレジットカード、スマートフォンアプリ、インターネットバンキング、ペイジー等）に関する方針如何。

(3) 「公金収納に係る納付通知」の電子的送付について、納税通知書等の電子的送付に関する下記も踏まえ、その実現に向けたスケジュール・具体的工程を回答されたい。また、納税通知書等の電子的送付に比しスケジュールが後ろ倒しとなる場合、公金収納に係る納付通知の電子的送付に特有の問題点は何か。

【令和4年度「地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」一部抜粋】

法人に対する納税通知書等の電子的送付については、gBizID等デジタル庁において進められている事業との連携は模索しつつも、既に地方法人二税のeLTAX利用率が8割以上であるなど、eLTAXが法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAXの次期更改が令和8年（2026年）9月であること等を念頭に、eLTAXを活用したシステムを構築することを目指すべきである。

【回答3】

(1)

地方公共団体における事務のうち、主要な20の基幹業務に関しては、標準化法に基づき、標準準拠システムの利用が義務づけられており、各業務の制度所管省庁やデジタル庁が、標準化対象事務に係るシステムの機能や帳票、データ等の要件についての標準を定める中で、納入通知書の帳票要件やデータ要件についても規定され、各種フォーマットの統一化が図られることとなると認識している。

標準化対象業務以外の業務に係る公金についても、納入通知書のフォーマットやデータ項目を統一しようとする場合には、まず、各公金の所管省庁において、地方公共団体における事務処理や情報システムの実態について把握を行い、住民・事業者の利便性向上の観点からどのような統一化を図るべきかについて検討する必要がある。

(2)

利用者の利便性向上等に向け、利用時間の拡大、認証機能の見直し、クラウド利用による処理件数増加への対応等を次期更改で行う予定であり、仕様の検討が進められていると承知している。

gBizID等の利用については、部門単位での実務等にも留意しながら検討されている。また、納付方法の複数手段（クレジットカード、スマートフォンアプリ、インターネットバンキング、ペイジー等）の導入は既に対応しており、同様の納付方法は維持される。

(3)

10月6日に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針において「デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、・・・公金収納に係る納付通知について、地方公共団体がフロントサービス（マイナポータルやe-Gov）を活用して電子的に送付する方法のほか、一定の公金収納を担うこととなるeLTAXとの連携も視野に速やかに検討する」とされていることを踏まえ、関係省庁とも連携して、速やかに検討する必要がある課題と認識している。

納入通知書の電子的送付を実現するためには、(1)で述べたような取組が必要であり、地方公共団体のバックヤードにおける事務処理や情報システムに影響を与えるものであることから、各公金の所管省庁等において、公金ごとに地方公共団体の実務への影響を把握し、納入通知書が本人に確実に電子的に送

付されることになるよう、当該公金に関する手続全体の事務フロー等を整理する必要があると考えられる。

【論点4】 行政府全体への支払い（国・自治体、税・公金・社会保障等）の利便性向上について

（1） 行政府全体への支払いにつき複数のシステムがあるが、納付者の利便性向上にむけたユーザーインターフェイスの統一等、今後の方針につきご教示いただきたい。

（2） 地方自治体でのキャッシュレス公金納付については、総務省の令和3年4月1日通知「地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について」で法整備がされているが、これ以降、キャッシュレスでの納付自体について、法的な論点は発生していないか、もし発生していれば対応状況をご教示いただきたい。

【回答4】

（1）

公金収納のデジタル化を進めるに当たって、納付者にとって利便性の高いユーザーインターフェイスを実現することは重要。

こうした認識の下、デジタル庁においては、各府省等が共通して利用可能な「政府共通決済基盤」の構築を進めている。

また、総務省においても、関係省庁と連携して、eLTAXを活用した地方公共団体の公金納付のデジタル化を通じ、住民・事業者の利便性を向上させるよう取り組んでいる。

今後も、関係省庁や地方公共団体と連携を行いながら、納付者にとって利便性の高い公金収納のデジタル化が行政府全体で進むよう、取り組んでまいります。

（2）

御指摘の「法的な論点」については、承知していない。